

国民健康保険事業費納付金の試算結果について

(平成27年度決算ベースの納付金と平成29年度の納付金試算額の比較)

1 概要

- (1) 国保制度の改正により、平成30年度から県も市町村とともに保険者となり、財政運営の責任主体としての役割を担うこととされています。
- (2) 新制度においては、県が県全体の医療費を見込み、これを基に各市町村の所得水準や被保険者数等に応じて、市町村ごとの納付金(※)を算定し、市町村は県に納付金を納める仕組みとなります。
- (3) 今回、新制度に向けた準備のため、国のガイドラインに基づき、平成29年度に新制度が導入されたと仮定した場合の平成29年度の納付金の試算を行いました。

※ 納付金とは、県が保険給付費等の支払いの財源として市町村に納付を求めるもので、被保険者が、市町村に納める保険料とは異なるものです。

2 主な前提条件

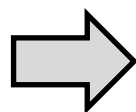
- (1) 新制度による算定方法で実施
- (2) 新制度により算定した納付金額を平成27年度決算ベースの納付金額と比較して納付金が増額した部分に、国・県の公費を投入し、減額調整措置を実施

3 結果

- 平成27年度決算ベースの納付金額と平成29年度の納付金額について、市町村ごとに比較したところ、増額となるのは8団体で、他の19団体は減額となりました。
- 増額となる8団体に、合計で約3億円の調整措置を実施し、納付金が増額となる団体はゼロとなります。
- なお、平成27年度決算ベースの一人あたり納付金額は、12.9万円程度、調整措置を実施後の平成29年度の納付金額は、一人あたり12.2万円程度となり、県全体では258億円程度となります。

【公費投入による調整措置前】

一人あたり納付金額	団体数
増額となる団体	8団体
変化しない団体	0団体
減額となる団体	19団体
▲0～5千円	7団体
▲5千～1万円	4団体
▲1万円～	8団体



【公費投入による調整措置後】

一人あたり納付金額	団体数
増額となる団体	0団体
変化しない団体	8団体
減額となる団体	19団体
▲0～5千円	7団体
▲5千～1万円	4団体
▲1万円～	8団体

- 国保の財政基盤の強化を図るため、国の財政支援の拡充が行われており、多くの市町村で減額効果が表れています。一方で、所得や被保険者数等の県内シェアを基に納付金を配分する仕組みが導入されたことにより、例えば所得の水準が高い市町村では増額となる場合があるため、このような場合は、公費を投入し調整を行うこととしています。

【 留意事項 】

- 1 平成27年度決算ベースの納付金額とは、平成29年度の納付金額と比較するため、平成27年度に新制度が導入されたと仮定して算出した金額のことです。
- 2 納付金を基準として、公費投入による調整措置を実施した場合も、被保険者が市町村に納める保険料の増減等については、それぞれの市町村で検討することとなります。（実際の保険料率は、県への納付金や市町村が行う保健事業に要する費用等を賄えるように市町村が決定することなどによるためです。）
- 3 今回の試算は、平成27年度決算を基に平成29年度の納付金を試算したのですが、平成30年度納付金の算定は、平成28年度決算を基に行います。

納付金と保険料の違い

- ・ 納 付 金 = 市町村が県に納める金額
- ・ 保険料総額 = 市町村が被保険者に対する保険料率を算定するための基礎となる金額

